

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 3 年 6 月 23 日（水） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く議員 17 名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長・山下次長
8. 協議事項
6 月定例会本会議（6 月 21 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 2 名

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午後 0 時 43 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 3 年 6 月 23 日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

吉津委員長 本日の出席委員については委員 17 名であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。円滑な進行に努めてまいりますのでご協力をお願いいたします。それでは、これより本会議で本委員会に付託されました議案 1 件について審査を行います。議案第 1 号「令和 3 年度 長門市一般会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。審査は、第 1 条「歳入歳出予算の補正」及び第 2 条「地方債の補正」を一括し、別紙一覧表に沿って課ごとに質疑を行います。はじめに、油谷支所所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

岡田油谷支所長 それでは油谷支所所管の事業につきまして、予算説明書 12、13 ページの第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 14 目「出張所費」、第 14 節「工事請負費」の「宇津賀出張所トイレ改修事業」については、宇津賀出張所の機能移転に伴い、地域住民や観光客の利便性を向上させる観点から、旧出張所トイレの扉構造を改修するとともに、新型コロナウイルス感染症対策として便器を洋式化するための予算 108 万 5,000 円を計上しております。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 今、支所長から説明がありました補正予算書 12、13 ページ、補正予算説明資料 1 ページ「宇津賀出張所トイレ改修事業」についてであります。このトイレの改修にあたっては、身体に障害のある方の利用も考慮されたのかをお尋ねします。

岡田油谷支所長 宇津賀出張所トイレ、既存のトイレでございますけれど、新たにこれは設置するものではなく、既存のトイレを外部から入室できるように改修して便器を洋式化するものでございます。身障者トイレとは構造上異なっております。そういうところでは今まで土日には宿日直さんがいらっしゃいまして、そのときには外からも使われたところがございますが、その利便性を維持するためにというところで改修したものでございまして、身体障害者については最低部分のところ、手すり等の部分にしか考慮はされていないところでございます。

中平委員 予算上はあまり関係ないかもしれませんが、先輩議員の方々もこう

いうトイレ改修については身体に障害のある方のこともよく考えて予算を執行するようと言われましたので、執行部において、そういうご見解があれば回答をよろしくお願いいたします。

岡田油谷支所長 繰り返しになって申し訳ないんですけども、今までの宇津賀出張所のトイレにつきましては宿日直さんがいらっしゃった関係上、土日でも宿日直さんに言われれば外からも使えていたというところがございます。宇津賀出張所の機能移転に伴いまして、それができなくなりましたので、通常、外からも今入れるようにという扉構造というところがございます。ですから、公衆用トイレとして元から計画して作るというものではなかったために、そこは既存の、昔からあったトイレの部分というところではありませんでした。今後、新たなそういう出張所のトイレに限らず、何かこういう公衆用の目的のトイレということがあれば、それは担当においては考慮されるのかというふうには考えておりますが、このトイレに関しては既存のものを改修したということでご理解をいただきたいと思っております。

重廣委員 これは扉構造を改修されて、今までは中からしか利用できなかったが、外からも自由に出入りできるという改修というふうな説明がございましたが、今まで出張所が開いている時間だけの利用、土日に中におられましたら当然開いていますから利用できましたけど、今度は 24 時間自由になるわけですよ。この維持管理、清掃等大変だと思うんですが、また元乃隅に行かれて「元乃隅のトイレが多かったから帰りにあそこにトイレがあるから行ってみよう」という方も増えてくるかもしれません。その清掃等の維持管理についてどのように考えておられるか説明願います。

岡田油谷支所長 ご存知のように宇津賀出張所の機能移転で月曜日から金曜日までは職員が反対側、道を挟んで反対側の宇津賀郵便局にありますので、その職員において随時清掃、今までもそういう形で清掃もしておりますので、できる限り清潔を保つようにして努力していきたいというふうに考えております。

重廣委員 よその公衆トイレも週に何回とかいろいろあります。その派遣されています職員の方が今までは毎日掃除をしていたと。ただ土日はお休みですよ。その土日に関して、やはり金曜の晩から土曜日にかけて汚れる可能性が多いんじゃないかと思うんですが、その間の管理はどのようにされますか。

岡田油谷支所長 土日に関してというところは、金曜日の掃除と週明けの掃除で対応していきたいと思ひますし、苦情が来れば支所なりのほうで対応できることがあれば行きたいと、支所全体で対応できないかということは考えていきたいと思ひます。

重廣委員 もう 1 点ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、便器を洋式化すると。洋式となりますとやはり身体が密着するのですが、当然今からト

イレを改修するわけですから和式にしろとは私は申し上げません。ただ、感染症対策のための新しい方策を考えておられるのかどうか伺いたいと思います。

岡田油谷支所長 感染症対策というところで、便座等について指の消毒等の備え付けは当然として、また、市販の便座除菌シートなどを備えるなどして感染予防に備えたいと考えているところでございます。

田中委員 今、新型コロナウイルス対策ということでしたけれども、私が見てまいりましたら窓が2か所ありまして、はめ込みになっています。ドアが表のドアと中のドアが二重になっていると思うのですが、換気の状態というのが非常に悪いように見受けられましたが、そのあたりいかがお考えでしょうか。

岡田油谷支所長 今、委員ご指摘の換気の部分について、ガイドライン等を勘案して、これから事業にあたって対応ができるものであるかどうか検討させていただきたいと考えております。

田中委員 それで、確かにスペースを見ますと、ここから障害者対応にするのは非常に難しいスペースかなとは思いましたが、これは24時間開くということで、深夜も使う方がもしかしたらいるかもしれない。もしくは金土日、土日に關しましては目が届かない場合もあるかもしれないということで、高齢者の方の利用を考えますと、中にぜひ非常用ボタンなどのブザーを設置されるお考えがあるかどうか伺いたいと思います。

岡田油谷支所長 今のところ、この設計においてはそういう非常用ブザーというところについては見てはおりませんが、そういうご意見をいただいたところもありますので、予算というものもあります。ちょっとそこについて可能かどうかというのは検討をさせていただきたいと思います。

田中委員 今、中に手すりがない状態のトイレになっていたと思います。出入り口のところには階段の手すり等があるのですが、先ほども申しましたように、高齢者の方がお使いになる場合はやはり不安定な体勢になられることもあると思いますので、今おっしゃったとおり予算のこともあると思いますので、ぜひ細かな手すり、それからブザーをご検討いただければと思います。いかがでしょうか。

岡田油谷支所長 今、想定でいろいろと地域の方とも話しておったときに、外からも使えるようなトイレを作ってほしいというところの話し合いの中で、その部分については、こちらのほうも見落としの部分があるかもしれませんので、それについてはもう一度検討をさせていただきたいと考えております。

吉津委員長 ほかにございませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 41 —

— 再開 09 : 42 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企画政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林企画総務部長 それでは、企画政策課所管分について補足説明を申し上げます。まず、補正予算書 12 から 13 ページ第 2 款「総務費」第 1 項「総務管理費」第 10 目「ケーブルテレビ放送費」の 035 光ファイバー網整備事業につきましては、予算説明資料 1 ページに記載しておりますとおり、3 期 4 期の工事進捗状況並びにこの 5 月 21 日に国庫補助事業の交付決定額が確定したことから整備完了に向けて必要な予算を計上しているところでございます。また、700 ケーブルテレビ施設維持管理費につきましては、これも予算説明資料 1 ページに掲載しておりますとおり、電柱移設に伴う伝送路の架け替え工事において、当初見込みを上回る件数が生じたため、今後の見込み分を含め必要な予算を計上しているところでございます。次に、補正予算書 16 から 17 ページ第 13 款「諸支出金」第 1 項「基金費」第 17 目「環境整備協力費基金費」につきましては、予算説明資料 5 ページに掲載しておりますとおり、ボートレースチケットショップながとの売り上げに関し令和 2 年度納入された環境整備協力費を環境整備協力基金に積み立てるものです。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

綾城委員 補正予算説明資料 1 ページ、光ファイバー網整備事業 3 億 7,327 万 6,000 円についてお尋ねいたします。まずはじめに、6 月補正に上がってきたということで、何故当初予算で措置できなかったのかお尋ねをいたします。

山田企画政策課長 それでは、お答えいたします。当初予算編成時には、先の 3 月議会で工事請負契約を議決いただいた第 3 期工事、青海島・渋木・真木・俵山地区の状況など不確定な部分があったことから、全体完了に向けた事業費の把握が難しく、当初予算では第 4 期工事の仙崎地区、深川地区の整備事業費を計上させていただいたところでございます。このたび、第 3 期工事の進捗状況や第 4 期工事の国庫補助事業の交付決定が確定したことから、全体事業費を精査の上、整備完了に向けた所要の予算を提出しているところでございます。

綾城委員 わかりました。今回 3 億 7,327 万 6,000 円が計上されております。一般質問でも言いましたけれども、このたび補正が上がってますが、年度内に事業が完了できるのか。そして、事業が終わらなかった場合、もしなんらかの事故等があつて事業が終わらないことがあった場合、財源はどの様に考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

山田企画政策課長 それではお答えいたします。今回の補正予算につきましては、年度内に完成させるために必要な予算を補正予算として計上させていただいております。ただ、国の補助金のマニュアルには、当初想定していない不可抗力等の理由があれば繰越が認められております。万が一そういった場合が発生した場合には、速やかに総務省のほうに手続きの報告を行って繰越の手続きをしたいと考えているところであります。

綾城委員 わかりました。今回の事業費ですが国県支出金等が充てられておりますけれども、これの今回事業費の財源を確認したいと思います。

山田企画政策課長 財源でございますけれども、5月21日に国庫補助事業の交付を受けました。その内容については、無線システム普及支援事業補助金、これは補助率が2分の1でございますけれども、この交付決定が1億2,124万8,000円で、今回の補正で全額計上しております。また、同じく国庫補助事業ですが、放送ネットワーク整備支援事業補助金、この交付決定額は3億2,160万7,000円でございますけれども、当初予算に3億円計上しておりましたので、その差額2,160万7,000円を今回の補正で計上しておるところです。財源としましては、全体では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等も検討しておるところでございます。

綾城委員 大体わかりました。ちょっと確認なんです、予算説明資料に書いてある説明を読んでも意味がちょっとよくわからないので、確認をさせていただきます。今回の補正予算は3期の引き込み宅内伝送路撤去、4期宅内インターネット接続工事等と色々書いてありますけれども、これは、これまで当初予算などで予算措置をされ、議会が承認してきました。この中に元々入っていた工事であって、今までの2期3期の工事の中で、他の追加工事によって他の事業費に回したことで足りなくなって、改めてこれを予算に計上された、という解釈でおりますけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

山田企画政策課長 大部分がそのように3期工事で必要になったものがございました。それに充てたため、不足した部分も今回上げさせていただいておる、特に3期工事については足りなくなったところでございます。

綾城委員 確認ですけれども、足りなくなったから、予算で今まで措置されていたんだけど改めてここに計上したと、ということだと思いますけれども、その都度、きちんと対応することがこれまでできなかったのか、一点確認をさせていただきます。

松岡デジタル推進班主査 それでは、お答えいたします。委員ご質問の件につきましては、工事の進捗、これを見ながら今回補正予算を計上させていただいているところでございます。

綾城委員 質問の答えになってない気がします。なってますかね。ごめんなさ

い、もう一度今の答弁を聞かせていただけますか。

松岡デジタル推進班主査 それでは、お答えいたします。都度都度、対応することができなかったのかというご質問につきまして、お答えいたします。今回補正予算にて計上させていただいている工事につきましては、先ほどお答えした通り、元々追加で新たに発生した工事ではなくて、元々見込んでいた工事でございますけれども、財源といいますか、残りの予算を見まして、今年度内に整備完了に必要な予算を計上しているところでございますけれども、工事の進捗と補正予算、当初予算それぞれのタイミングで適切なタイミングで予算計上措置をさせていただいているところでございます。

綾城委員 わかりました。今回、当初の計画が 35 億円と、今回の補正で約 3 億 7,000 万円ですか、補正で全体事業費が約 38 億円となったということになりますが、これは今そういうふうに、これまでの追加工事等があって今回補正をしたというところですけども、この増額となった理由についてお尋ねいたします。

山田企画政策課長 約 3 億円の増額の主な要因でございますけれども、1 点目は新型コロナウイルス感染症拡大による新しい生活様式へのライフスタイルの変化や GIGA スクール構想などによって、当初想定して通信容量を大幅に上回る状況となりましたことから、通信サービスを充実させるために、ほっちゃテレビセンター内の通信機器を更新することにしたことでございます。これが約 2 億 3,000 万円の増加となっております。2 点目としましては、俵山地区の通信について現場等精査した結果、中継局の整備が必要であるということになりましたので、この増額が約 3,000 万円であります。3 点目につきましては、機器類の精査、数量の精査と、工区の分割等によって諸経費が増加したと、こういったところで約 4,000 万円の増額となっております。

綾城委員 増額理由はわかりました。ちょっと次の質問にいきます。1 点ちょっと確認ですが、予算説明資料では 4 期、宅内インターネット接続工事等、これに約 5,600 万円ついておりますけれども、これは確認ですが、ケーブルテレビというのは放送事業と通信事業、これが一体となっているというふうな認識でいるわけですが、このたび、カッコ、インターネット接続とあえて記載されておられるのは何故か。つまりこの放送事業のほうはどのような対応になっているのかお尋ねしたいと思います。

松岡デジタル推進班主査 4 期の宅内インターネット接続工事、これについて 4 期分はこの工事だけ計上させていただいておりますけれども、これにつきましては先ほど課長が答弁しましたとおり、4 期分については国庫補助事業、大きく 2 つメニューがございまして、放送それから通信、それぞれの補助事業を活用しておるところでございます。しかしながら、補助対象経費にこの工事内容が含

まれませんということから、別途これだけ別に工事の必要な予算を計上させていただいているところでございます。

綾城委員 と言うことは、私は工事はこれでいろいろ完了していくのかなというふうに思っておりましたけれども、これに追加のまた工事が補正であがってくるというような認識でいたほうがいいのかということでしょうか。

山田企画政策課長 今回が整備完了に向けた補正予算であり、この予算で全事業を完了することとしております。

綾城委員 ごめんなさい。もう一度ちょっと、説明をお願いいたします。

山田企画政策課長 今回の補正予算で全事業完了ということで進めておりますので、今後の補正は今のところ考えておりません。

綾城委員 つまりこの事業費の中でやっていくというふうな認識でよろしいですか。

山田企画政策課長 はい、そうです。

綾城委員 じゃあ 1 点確認です。これは今のその宅内ですね、放送のほうの引き込み、これの工事費というのは大体どれぐらいを見込んでいらっしゃるのか。

松岡デジタル推進班主査 宅内のインターネット接続工事、これの内容につきましてはインターネットを利用するのに必要な宅内機器の設置と配線工事を予定しておりまして、世帯数で言いますと約 950 世帯を見込んでおります。数字的な単価で業者の参考見積によりまして約 950 世帯分の工事費を計上しているところでございます。

綾城委員 今のはインターネット接続ですよ。映像の工事はどれぐらいを見積りされたのか、どれぐらいの事業費を見込まれているのか。

松岡デジタル推進班主査 3 期の引込・宅内工事でございますけれども、約 1,600 世帯の宅内工事、それから引込工事を予定しておりまして、こちらについても業者の参考見積によりまして予算を計上しているところでございます。

綾城委員 これは単純な素朴な疑問なんですけど、通信で宅内、映像で今度は宅内がある。家庭によっては。そして告知端末機もやられますよね。3 つの工事がこれから始まるということだと思います。これは工事がちょっとややこしくなっていくのではないかと思いますけれども、そのあたりの調整は誰が責任を持って調整をされていかれるのかお尋ねいたします。

山田企画政策課長 音声告知端末との同時進行になると、第 4 期の旧長門地区の整備は同時進行で行っていくこととしておりまして、防災危機管理課と企画政策課が調整のうえ工事を発注、工事の調整を行っていきたいと思っております。企画政策課のほうでとりまとめを行って工事を進めていきたいと考えております。

綾城委員 はい、わかりました。これは他に、要は通信があつて、映像の宅内

があつて、告知端末機の宅内の工事があつて、多いところでは 3 回家の中に工事員が来られるということが起こり得るということだというふうに思っておりますけれども、その他、市民の方に何か影響があるようなことはあるのでしょうかお尋ねいたします。

松岡デジタル推進班主査 委員ご指摘のとおり、市民の皆様に多いときで 3 回ということが無いようにしっかり工事間調整をしまして、日程調整をしたうえで影響の少ない範囲で工事を執行していきたいというふうに考えております。また、宅内引込工事でお客様のほうにご迷惑をかけることというのが、基本的には他には無いというふうに考えております。

綾城委員 今コロナ禍でワクチン接種が始まっておりますけれども、やはりこれまでの工事でも、例えば作業員の方が家の中に入られるということ、なかなかそういうことがコロナの影響でご理解を得るのがなかなか大変だということがあったと思います。今後は多いところの家では 3 回ぐらい入られることもあり得るということですので、そのあたりは市民の方にしっかり説明してご理解をいただくということが必要になってくるのではないかと。これはその辺あたりの丁寧な説明をしていただきたいというふうに思いますが、課長いいですか、そのあたりよろしくお願ひいたします。

山田企画政策課長 先ほど主査がお答えいたしましたとおり、なるべく市民の方にご負担にならないように工事を 1 回で終わるとか、しっかりと事前周知だとか、そういったものを図ってまいりたいと思っております。

綾城委員 これはちょっと副市長にお尋ねですが、先ほど質疑の中でこの 3 期工事とかの工事を前もって先に追加の工事をやって、予算が足りなくなったから今回補正で出していたというような流れですけれども、なかなか当初の計画どおりになっていないというところで、こういった流れになっているんじゃないかと思っておりますけれども、このあたり副市長は今後のことも含めてどのようなお考えを持っていられっしゃるのかお尋ねいたします。

大谷副市長 ご指名ですので、私からお答え申し上げたいと思います。このたびの事業、本市にとりましては、この市の本庁舎建設に次ぐ大変大きな事業となっております。総額、先ほどの説明にありましたように 38 億円に及ぼうかというような大事業でございます。しかし、この大事業、国庫補助金というものが欠かせない、大変大きな国策に準じた事業であったと思います。この国庫補助金大変使い勝手が、こう言つては何ですけれども、年度内に執行、そして繰越は許されないというような補助金も中にはございました。それも国のほうのデジタル化の流れの中で、当初予算に計上されたものもあり、そして国の補正予算の中で計上されたものもあったわけでございます。そうした中、いかに一般財源を使わずにこの大事業を進めるかということで、担当課を含め全庁的に

腐心をしてまいったということはご理解を賜わりたいと思います。ようやくこの令和 3 年度をもってこの大事業も完成、できればこの年度末をもって完成に持っていきたいんでございますけれども、先ほども申し上げたように、今回の補正予算、大変多額にはなりました。これも精査を含めての話でございます。なにせ、長門市全域の各家庭の中に宅内引き込み工事という非常にセンシティブなと申しますか、地域住民の方々とコンセンサスを取りながら進めなければならないと、道路の整備とはちょっと性格の違う公共事業だったというふうに考えております。こういった市民のご理解を得ながら緻密に、そして丁寧に進めなければいけない事業だということは、ぜひ委員の皆様にはご理解を賜わりたいと思います。そうした諸々の事情のもと、この事業は何とか年度内に完成させたいというふうに考えているところでございます。今まで、入札を巡ってもいろいろな問題がございました。大変多額の経費でございますので、入札に関していろいろと議員の皆様にご不安をおかけしたことは否めません。こういった 3 年間に及ぶこの事業体験、経験をもとに、今後の市政運営にしっかり反映させていきたいというふうに考えているところでございます。

綾城委員 分かりました。あと副市長にもう 1 点質問ですが、これまで補正のときに、やっぱり今までこの事業を 1 人、もしくは 2 人でずっとやってきた、体制の中で。それがけっこう無理があったんじゃないかというような指摘をさせていただきました。その中で副市長の答弁で、このたびデジタル推進班が立ち上がりましたけれども、外部から専門的な知見を有する方を入れられて、そういった中で今の光ファイバー網整備に関して次の展開に繋げていきたいとか、調整とかそういった方を入れられたいということで、このたび日立システムズの方が 1 名配属されたというふうな認識でおります。この方がいろんなことを調整されていかれるんでしょうけど、ちょっと 1 点、これはお願いですが、私もこれ詳しいわけではないのであれですけども、今調整監として日立システムズの方が入られていると思います。これまで 1 人、2 人で大変だったと。体制強化がやっぱりいったんじゃないかなというような反省をもっています。新しい知見を持った方が今市役所にいらっしゃったと。これからやられますというところで、この方がしっかりと力を発揮してやっていけるような体制づくりというふうなのをお願いしたいなと思います。今どういった現状になっているのか、たとえば今デジタル推進班の方々を見てみると、執行部、担当者の方々も皆兼任なんですね。いろんな役を兼任されていると。今説明員の方々も光ファイバーの今の事業で手いっぱいだというような状況もあるという中で、このデジタル推進班のこの方がしっかりと、来られた方がしっかりとできるような体制づくりというのはどのようなお考えを持っていらっしゃるのか、副市長にお尋ねいたします。

大谷副市長 ただいまのデジタル推進班の今後、それから、このたび6月1日付で日立システムズから呼びました調整監の今後の帰趨と言いますか、今後の活躍のあり方についてのご質問だったかと思います。先ほどご答弁を申し上げましたとおり、一応のハード整備は今年度末をもって完了という形になるわけですが、肝心の仏を作って魂を入れずという形になりませんように、魂を入れる仕事、この仕事にもいち早く取りかからねばならない。そういった意味でこの調整監をお呼びしたということをご理解をいただきたいと思います。また、4月1日から、こういった状況も踏まえて、デジタル推進班を拡充しなければいけないということで、組織上も人員の増というものを図ったところでございます。ただ、今回の3億円にも及ぶ補正に象徴されるように、まだまだハード整備に、国庫補助事業でもございますので、国との調整、こういったものにどうしても時間を取られてしまうということで、現在は、本来はスマート市役所を目指した組織拡充ではございましたけれども、ハード整備に少し関わらないといけないという体制であることは否めないところでございます。しかし、今、調整監にはさっそくにスマート市役所、そしてこのデジタル化が市民にどのようなメリットを与えるのか、こういったところをしっかりと広報できるように、周知できるように指示をしておるところでございます。このハード整備、今回別途ソルコムとの契約議案を議決いただきますけれども、こういったところがだいたい揃ったところで、そちらに回っておりました職員も、調整監の指示のもと動けるようになっていくと思いますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

綾城委員 この事業が集大成でございますので、しっかりと円滑に回っていくようにぜひ副市長のほうにはしっかりと支援のほうをよろしくお願いします。

ひさなが委員 補正予算書12から13ページ、補正予算説明資料1ページの「ケーブルテレビ施設維持管理費」についてご質問させていただきたいと思います。まず、今回の補正予算に関する算出の根拠を教えてくださいませんか。

清水デジタル推進班主査 補正予算の算出根拠についてですけど、1つ目として、山陰道整備に伴う俵山地区の支障移転の工事費が283万5,000円、2つ目として、今後の見込み分として180万円かける4件で720万円、合わせて1,003万5,000円を計上する根拠としております。

ひさなが委員 今6月の補正で出てきているわけですが、4月から2ヶ月しか経っていないというところでの補正が出てきた理由というのを聞かせていただけますでしょうか。

清水デジタル推進班主査 当初予算時において、過去5年間の実績に基づいて予算計上させていただいておったんですけど、見込みを多く上回る支障案件が発生したため、このたび補正予算で計上させていただいております。

ひさなが委員 この件につきまして、支障の具体的な内容についてもう一度お聞かせいただけますでしょうか。

山田企画政策課長 支障移転の具体的な内容ですけれども、NTT や中電の電柱移転によるものでございます。主な要因としましては、強度不足による事業者の電柱の建て替え、これについてうちのほうのケーブルのほうも架け替えなければいけないのでという工事でございます。ただ国道とか市道の拡幅工事、こういう道路の整備によって電柱を移転する場合も架け替えが発生してくるというような状況でございます。

ひさなが委員 今、市のケーブルだったりNTT や中国電力の電柱に架けさせてもらっている状態だと思うんですけども、この電柱が移設されることによって、山陰道整備に伴うことであつたりと、こちら側の言ってみたら原因ではない部分があると思います。そういった場合に関して今一般財源から全て予算が計上されていますが、山陰道の整備等々、そのあたりから補助であつたりをいただくことはあるのでしょうか。

山田企画政策課長 道路の移転、たとえば国道などの移転の際には移転補償というものをいただけるように聞いております。ただ、今回具体的な内容とか金額とかが明らかになっておりませんので、予算計上を見送ったところでございます。

ひさなが委員 補償が出る可能性があるというお答えでしたけど、最終的には決算で補償分が上がってくるような形になるということでしょうか。

山田企画政策課長 年度内に補償費を受け入れた場合には、令和 3 年度決算に歳入で上がってまいります。

田中委員 このケーブルテレビの今されている工事というのは、何年くらい耐用年数があるものというか、ものはあれば必ず壊れるというか、何か最近は災害も多いのでという場面も考えると、どのくらいの期間このまま置いておいて大丈夫なんでしょうか。

松岡デジタル推進班主査 光ファイバー網の整備事業に関してお答えいたしますと、3 期、4 期の整備を今年度進めてまいりますけれども、旧長門地区のケーブルテレビのネットワーク網につきましては、平成 15 年か 17 年あたりに整備、一番新しい整備で言うと平成 15 年か 17 年だったと記憶しておりますけれども、15 年か 20 年くらいで更新する必要があるというふうに考えております。

上田委員 光ファイバーの件でいいですか。3 か年とはいえ、これだけのボリュームがございますので注視せざるを得ないんですけども、先ほど副市長も少し触れられましたけれども、再入札であつたり、このたび最終の精査をされての補正、という流れになっていると思うんですけども、そのほかに何か当初考えてた想定外なり問題か何かあったかどうかをちょっと確認したいんですけど

ど。

山田企画政策課長 それではお答えいたします。予算上では、色々先ほど申しましたとおり急きょ必要なものが出たので途中で対応しなければならないものがございました。それと、入札の不執行だとか仕様書で問題があったということも報道されているところでございます。その他特に私自身で申しますと、これ以外はハード整備でございますから、感じてはいないところでございます。

上田委員 最後に一つ確認させてください。この最終の 4 期の入札なんですけれども、実施設計と施工の一体発注のパターンでの指名競争入札となっております。この形態自体は問題ないですか。

松岡デジタル推進班主査 それでは、発注形態につきましてお答えをいたします。3 月の、前回の議会でも付帯決議をいただいております、庁内で慎重に検討をさせていただきましたけれども、国庫補助事業を活用することが必要不可欠というところで年度内の事業完了というところが原則になります。こういったことから、3 期、2 期と同様に一体で発注をした、というところでございます。

重村委員 それでは、1 点ほどお尋ねいたします。第 13 款「諸支出金」で、環境整備協力費基金費ということで、初めてチケット売りのほうから、これは当初の約束通り下関の企業局から、600 万 9,000 円を昨年度受け入れて、今年新たに初めて基金費に積み立てるということで上がってきております。私たちに事前に説明されたのは、基金に積み立てたお金というのは、地元自治会といいますか、そこに企業局も環境の整備という名目で使っていただきたい、ということでこの基金というのが創設されてると思いますけれども、今回の説明の中にも、用途を明確化し有効活用を図るため、今回の基金に積み立てるということで、今後この基金の積み立てが始まると。全く使わないということは取り崩しが起こるという場面がこれから想定をしていかないといけないと思いますけれども、どうしても地元の関係自治会との協議の中で、この基金を取り崩していく、ということが決定されていこうかと思っておりますけれども、改めてこの基金に積み立ててこの基金というのはどういう使い方をしていくという、今現在の決まっている範囲で構いませんのでご説明だけお願いしたいと思います。

村上企画政策課長補佐 お答え申し上げます。本基金につきましては、今年の 3 月に基金条例を制定させていただきまして、その条例の中で用途を定めております。用途につきましては 3 点ございまして、教育及び子育て環境整備を図ること、地域活性化を図るための財源、それからボートレースチケットショップながと周辺の環境整備に要する財源に充てることと、3 点ほど定めております。有効活用ということで、基金にまず入れますけれども、一般的に一般財源と区別して基金に積み立てることで条例に定められた用途以外には使うことができません。委員おっしゃるように、使うときには基金を取り崩していく、

というかたちにはなりますけれども、実際地元からの要望もございますでしょうし、庁内の担当課でもこの定められた使途に沿った事業を検討していくこともあるかと思いますので、そのあたりについては庁内でしっかり協議をしながらこの環境整備協力費についての有効活用を図ることを考えてまいりたいと思います。

重村委員 もう一点だけ。3つの使途、基金条例の中に謳ってあります。で、私たちが説明を受けているのは、100パーセント地元その関係自治会とは私は認識していないんですけど、100パーセント全てね、今回でいえばこの600万9,000円というのはすべて関係自治会しか、使途自治会として対象にならないと認識してないんですけど、ここらあたりというのは行政はどう考えられているか、たとえば基金の使途目的に合うけど、関係自治会からはまるっきり離れている、外れていると、しかし、この基金を使うにとしては関連性もあると認められる場合とか、色々あろうかと思うんです。100パーセントこの基金は関係自治会にしか使わないのか、使うのか、どうなのかそこだけ確認をさせてください。

村上企画政策課長補佐 お答えいたします。100パーセント関係自治会に使うかどうかということでございますが、使途が3点ございまして、周辺の環境整備につきましましては、そのボートレースチケットショップながとの周辺での活用が想定されておりますが、教育及び子育ての環境整備、それから地域活性化を図るための財源、これにつきましましては関係自治会だけでなく、市内幅広に想定をしておりますので、100パーセントであるかということ、100パーセントではないと考えております。

吉津委員長 ほかにございませんか。

(なしという声)

吉津委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:24 —

— 再開 10:25 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、財政課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林企画総務部長 それでは、財政課所管分につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書16から17ページ第13款「諸支出金」第1項「基金費」第2目「減債基金費」につきましましては、予算説明資料5ページで掲載しておりますとおり、議案第3号で提出しております公共施設維持補修等基金の創設に伴い、廃止する庁舎建設基金残高のうち、本庁舎建設における当初の財源計画

を超えて借り入れた合併特例債償還費の交付税措置額を除いた 30%相当額 8,114 万 3,000 円を積み立てるものです。なお、補正後の減債基金の今年度末残高は、1 億 6,725 万 8,000 円と見込んでおります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 部長から説明があった減債基金積立金でございますが、ちょっと言い方おかしいですけど、これの詳しい説明をお願いいたします。

高橋財政課長 若干の詳細な点について回答させていただきます。減債基金のこのたび積み立てる理由でございますけれども、平成 27 年度から令和 2 年度まで本庁舎建設事業を実施しております。当初合併特例債と庁舎建設基金、国庫補助金、一般財源を財源として財源計画を作っておりました。合併特例債については、当初 30 億円を見込んでおりましたけれども、32 億 6,500 万円ほど借入を行っております。その分庁舎建設基金、これは一般財源によって創設しております基金でございますけれども、そちらのほうを減額しておるわけでございますけれども、財政としましては、少しでも有利な借入をして一般財源を減らすというのを常々考えておまして、合併特例債を借りることによりまして、借り入れた 70%の分について、返済時に普通交付税の中で算入されてくるということがございます。そういったところで、合併特例債を当初の計画に比べまして多めに借りたところでございます。ただ一方で、合併特例債は返済時に 30%の一般財源を必要とします。その 30%の一般財源については、当初庁舎建設を計画しておった一般財源を超えて追加で後年度、建設後に償還のときに負担をするということになりますことから、同額について償還時の 30%分、一般財源を投入する分について庁舎建設基金を縮減した分について、地方債の償還にしか使えない減債基金のほうに積み立てて一般財源の持ち出しをしないと、当初計画から比べて持ち出ししないということで、平成 29 年 12 月に議員全員協議会のほうで説明をさせていただいております。その約束と言いますか、それを守ったうえで、このたび合併特例債が超過借入した 2 億 6,500 万円の部分の償還利子も含めた 30%分を、それが今回計上しております 8,114 万 3,000 円でございますけれども、それを積み立てるという形を取っておるところでございます。

吉津委員長 ほかにご質疑もないので質疑を終わります。次に、監理管財課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林企画総務部長 それでは、監理管財課所管分につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 16 から 17 ページ第 13 款「諸支出金」第 1 項「基金費」第 18 目「公共施設維持補修等基金費」につきましては、予算説明資料 5 ページで掲載しておりますが、議案第 3 号で提出しております公共施設維持補修等基金の創設に伴い、廃止する庁舎建設基金残高のうち、減債基金への積立金

を除く全額を積み立てるものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

上田委員 公共施設につきましては昨年12月の質問で触れさせていただきましたので、少し思い入れもありましてお尋ねいたします。この4月から第2次5か年がスタートしたわけですが、このくらいのボリュームパターンでこれから5年が進捗するのかわかり確認をさせてください。

大田監理管財課長 第2次アクションプランは令和3年から令和7年度計画につきましては、3月に策定をさせていただいております。この5か年の計画によりますと、17施設を今解体する予定で計画をしております。

上田委員 もちろんこれ地元とのいろいろご相談なりコミュニケーションを取りながら進められると思うんですが、1つ、有効に、どのようにこれから将来に向かって使うかという発想をやはり考えられたうえでよろしくお願いできたらというふうに思います。

吉津委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は10時45分からとします。

— 休憩 10 : 32 —

— 再開 10 : 45 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、防災危機管理課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林企画総務部長 それでは、防災危機管理課所管分につきまして補足説明を申し上げます。補正予算書12、13ページ、第2款「総務費」第1項「総務管理費」第17目「防災対策費」の020 防災意識啓発事業につきましては、予算説明資料2ページで掲載しておりますとおり、地域防災組織が自主防災活動に必要な蓄電池交換、防寒コート、トランシーバーなど、資機材等を整備するにあたり、この3月末に一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成事業の交付決定を受けましたので、必要な予算を計上しているところでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 今、部長のほうから説明がありました自主防災組織育成助成事業でありますが、補正予算書12、13ページ、説明資料が1ページでございます。これの防災資機材等の具体的な内容というか、大まかな備品等をお尋ねいたします。

井筒防災危機管理課長 それでは、お答えいたします。先ほど部長が申しまし

たものが主なもので、全部で 26 点ございまして、今、金額の大きなもので言いますと、大容量のポータブル蓄電池とか防寒コートですとか、そういったものが含まれております。地域の防災活動に必要な小物まで含まれた全 26 点の合計金額が 200 万という風になっております。

中平委員 これ事業主体が田屋区防火隊となっておりますが、地元消防団等との関係というか、折り合いといたしますか、そういう関係についてちゃんとされているのかをお尋ねいたします。

井筒防災危機管理課長 それでは、お答えいたします。田屋防火隊の中に地区の消防団の方が入っておられまして、防火活動等については指導をされておるということで、名前は防火隊ということで、発足が防火隊で発足しておりますが、防火隊で自主防災活動も行っていこうということで消防団においての活動、消防団との関係については良好だとお聞きしております。

西村委員 結局は発電機とは充電器のことですか？

井筒防災危機管理課長 発電機といたしますか、充電器といたしますか、蓄電池ということで大きなバッテリーのことを指します。

西村委員 日頃常時充電しちよって、停電の時使ううちゅうんですか。

井筒防災危機管理課長 その通りでございます。その容量がすごく大きいものということでございます。

西村委員 そこは避難所になっているのか。

井筒防災危機管理課長 田屋地区の防火隊の拠点において田屋のおそらく公会堂になると思うんですけども、そこで、その地区での避難の時にこの蓄電池を使ってというイメージだと思います。

西村委員 もう一度聞きますが、避難所になっているんですか。

井筒防災危機管理課長 市の指定避難所ではございません。

西村委員 わかりました。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。

岩藤委員 今後の備品の活用状況については、市として把握をされていくのかをお尋ねをいたします。

井筒防災危機管理課長 この事業の採択におきまして、今年度の活動計画等を求めています。市としては自主防災活動の活動報告等は例年求めてはおりません。ただ、色んな自主防災活動の防災訓練とか防災講座等の相談があったらそれに対応していくそういったことで関わっていくということで考えております。

吉津委員長 ほか関連質疑はございませんでしょうか。

田中委員 私、防火隊と消防団員っていうもののあまり馴染みが、消防団員はよくあるんですけども、防火隊というのはあまり馴染みがないんですけども、

これは各地域にあるものなんですか。

井筒防災危機管理課長 市内に、自主防災組織というのが20個ありまして、防火隊という名前がついているのは田屋地区だけになります。

田中委員 この防火隊というものは、元々きちんとした組織になっていると思ってよろしいのでしょうか。

井筒防災危機管理課長 はい、田屋地区の防火隊につきましては元々防火隊というか消火の目的で発足されまして、平成9年発足ですが10年にもこのコミュニティ事業で、その時は火災の関係の消火栓等の設備ですとか整備されたり、それをきっかけにということになります。

田中委員 では、これは消防団員とは別でその地域の住民の方が自主的に作られて、例えば会長がいて、副会長がいて会計があつてみたいなかたちの別の組織だと思っていてよろしいのでしょうか。

井筒防災危機管理課長 基本的には、委員さんおっしゃる通りでございます。消防団とは別ですが、消防団との関わりといいますか訓練等についてはフォローするという風な感じでございます。

吉津委員長 ほかに関連質疑はございませんでしょうか。

ひさなが委員 このたびの予算の内訳なんですけれども、一般財団補助の自治総合センターから200万円が田屋区防火隊にいくというところなんですけれども、この事業に関しまして、市の役割というのを教えていただけますでしょうか。

井筒防災危機管理課長 市の役割といいますか、これは本来、一般財団法人自治宝くじの事業の申請を、市を通して申請するという手続きになっておるために、本来直接この団体に申請していただければそれでいいんですけれども、この団体のほうが市が絡むことを求めておりまして、3月末の交付決定で市の予算を通すということで6月の補正予算に計上というかたちになっております。

吉津委員長 ほか、関連質疑はございませんでしょうか。

(なしという声)

吉津委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、市民活動推進課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光井市民生活部長 それでは、市民活動推進課につきまして、補正予算書12、13ページでございます。第2款「総務費」第1項「総務管理費」第8目「市民活動推進費」におきましては、030 コミュニティ助成事業として、自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施いたしますコミュニティ助成事業を活用し、地域コミュニティ活動の促進を図るために2団体に対しての補助金440万円を計上しております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

重村委員 先ほどは大変失礼をいたしました。先ほど言いかけましたけれども、10万円単位未満が切り捨てということで豊原自治会につきましては6万3,000円、これは足りない分自治会が負担するという認識でよろしゅうございますか。

南野市民活動推進課長 その通りでございます。

重村委員 事前にきちんとした見積りを取られて、こういう金額を企画書として通って、こういうケースになったかと思うんですけど、上の正明市連合会なんかを見ると250万というきれいな数字で、パッとこうきてまして、10/10と、全て補助しますよ、というようなかたちですけど、実際これ交付決定が決まって、実際に備品を買うという段階というのが、以前見積とかを取られても、実際に購入してみたら、実際には248万しかかからなかったとか、実際には253万円になってしまったとか、というパターンもあろうかと思えますけどこういった時の処理、こういった処理の方法というのをちょっと教えていただければと思います。

田中活動推進班長 今言われましたように、若干見積りをいただいた時と購入時で金額が変わることがあると思えますけど、このセンターの補助事業に関しては、申請した備品については必ずその通りに買っていただくようになりますので、下がった分については変更申請が必要かどうかというのをセンターのほうに市から問い合わせるようになります。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

中平委員 大体毎年2団体が選定されてこのコミュニティ事業にあたる訳ですが、今回この2つの団体が選定された理由をお尋ねいたします。

南野市民活動推進課長 本年度の一般コミュニティ助成事業助成金につきましては、先ほど来から答弁しております一般財団法人自治総合センターに対し、山口県県民生活課を通じて昨年の10月28日にこの2つの自治組織分の申請を行ったところでございます。委員お尋ねのこの2つの自治組織を選定した理由でございますが、本年度の採択分につきましては、昨年の10月19日の締め切りで、全自治会に広報カバンを通じて募集をかけております。それで、締め切りまでに8件の相談がございまして、正式に書類を提出されたのがこの2つの団体であり、申請内容に問題がないことから、市がそのまま2団体を申請したという経緯でございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

田中委員 正明市連合会のこの予算なんですけれども、この赤崎祭りっていうのは、昔から神社、飯山八幡からの流れのお祭りというか、神事であったと認識をしておりますし、学校でもそう習いました。この三番叟っていうのは神社関係のイベントではないという認識なんでしょうか。お祭りの出し物、という

認識なんですか。

南野市民活動推進課長 今、委員さんご指摘の赤崎祭りでございますが、この正明市連合会が運営を取り仕切りられる中で、伝統芸能として長く続けてこられました。それで今神事ではないかというところでございますが、この伝統芸能を正明市連合会が中心となって色々企画段階から練りこんで、どういう風に今年はやっていこうとか、お祭りを含めてでございますが、運営だから駐車場の関係とか色々ございます。今回備品の中にも看板とか駐車場に関係するものもございます。そういう企画段階からの積み上げのなかで、それが一連のコミュニティ活動であるということで申請をしており、それで自治総合センターもそれを認めたというところでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。(なしという声) なければ、他ご質疑ございませんか。(なしという声)

吉津委員長 ご質疑もないので質疑を終わります。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:00 —

— 再開 11:01 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、子育て支援課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永健康福祉部長 子育て支援課所管の補正予算、予算書 13 ページですが、コロナ対策子どもの見守り強化事業、及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業につきましては、補正予算説明資料 2 ページに記載のとおりであり、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 今、部長のほうから説明がありました新型コロナウイルス感染症に伴う子どもの見守り強化事業、予算書 13 ページ、説明資料 2 ページでございますが、この算出根拠についてまずお伺いいたします。

平岡子育て支援課長 事業費の算出根拠についてでございますが、事業については 8 月の事業スタートと考えておりまして、支援が必要な児童 30 世帯 130 人と想定し、子どもの状況把握に関する食材費や訪問経費、事務局人件費等の事業費を計上しております。弁当等食材費が 270 万 4,000 円、訪問時の車の燃料費等の経費が 33 万 6,000 円、市への報告処理をはじめとする事務局人件費等が 83 万 2,000 円という形で計上しております。

中平委員 補助金交付対象の団体数についてお伺いいたします。

榎本こども家庭班長 募集は 1 団体を予定しており、公募による選考により実施団体を決定したいと考えております。

中平委員 ちょっと予算の執行には関係ないかと思いますが、民生委員、自治会長等への協力要請とかはされたのかをお伺いいたします。

平岡子育て支援課長 この事業につきましては、見守りや必要により食事の提供を行う団体としておりまして、個人を対象とはしておらないところです。民生委員、自治会長等に対しては同じように協力要請は行っておりませんが、実施団体に加わって協力されることは可能かというふうに感じております。また、民生児童委員さんにつきましては、普段の地域の見守り活動の中で虐待が疑われる家庭に対し、児童相談所、警察、子育て支援課へ通告なり情報提供のほうをお願いしているところでありまして、また自治会長さんのみではなく、一般の方からも地域で気になる家庭等の情報提供がありましたら状況把握を行い、必要に応じて支援や措置へ繋げているところではございます。

林委員 今の中平委員のほうから補助金交付対象の団体数についてお尋ねがあり、一応今回の募集は 1 団体ということでした。この 1 団体は公募によって選考したいというお話でしたけれども、ちなみに、補助対象団体、この予算説明資料で言う「市内で子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等」とありますけど、この「等」の概念というか、だいたいどの程度行政側としてこうした団体を把握されているのかをお尋ねいたします。

平岡子育て支援課長 このたび対象団体につきましては、市内に本拠地を有している団体ということで、法人格とかそういったのは特に問わないことにしております。また、特にこういった活動をされている団体の中からという、特に縛りというところも特にはございません。ですが、一応この事業に対しまして事業を実施したいと申されている団体もございまして、その団体がこども食堂であるとか宅食をされている、そういった事業者ということになっております。

林委員 要するに行政側として掴んでいる補助対象団体というのは 1 団体を把握しているということで確認してよろしいですか。

平岡子育て支援課長 市のほうで把握している団体は 1 団体でございます。

林委員 分かりました。それで、先ほどのご説明でいくと、募集は 1 団体、行政が把握しているのは 1 団体。これ公募にかけるんだと。というのが、これ別に公募にかけなくても委託とかそういうことはできないんですか。やっぱり公募にかけて結果として 1 団体ということもありうるし、逆にその補助要件を満たしていればまた別のところ、もしかしたら行政が把握していないけど出てくるかもしれないというレベル。どのへんの認識を持たれているんですか。

平岡子育て支援課長 市としましては、やはり 1 団体さんから申し入れがございましたけれども、ほかにも希望される団体はある可能性はあるというところ

でございますので、それで公募のほうにかけたいというふうに考えております。
岩藤委員 課長の説明で 8 月事業スタートというふうな説明があったかと思いますが、期間としましていつまでの事業と考えておられるのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。たいてい 3 月で事業が終わりというふうに考えていらっしゃるのか、その行政の、補助金ですので市のほうにまた活動報告なんかを上げられなくちゃいけないと思うんですけど、事業期間はどのくらい考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

平岡子育て支援課長 事業のスタートにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、8 月から事業ができればと考えておりまして、終期につきましては今年度事業ということでございますので、来年の 3 月末までということになっております。

田中委員 この公募するときに事業者が必要とされる条件というのは何ですか。

平岡子育て支援課長 この事業につきましては、児童虐待をはじめ、支援が必要な家庭を訪問し、状況を把握していただくということになりますので、やはり訪問が機械的になったり、そういったところは困るというふうに考えております。そういったことから、この事業に応募される思いのほうはしっかり確認はしていきたいというふうに考えております。この事業につきましては、長門市全体を 1 団体で実施していただくということになりますので、そのあたりが可能かどうか、そのあたりを確認したいと思います。また、弁当とかの配布もしていただくようになりますので、衛生管理をはじめとした宅食の体制であるとか、それから市への報告事務も月 1 回はしていただくようになりますので、そのあたりの事務処理能力のあたりも確認していきたいというふうに考えているところです。

田中委員 今、宅食ができるかどうかということは、この団体の中に保健衛生関係の許可を持っているところなりという方が関わるということですか。

平岡子育て支援課長 宅食につきましては、事業をされる団体さんが直接作られるか、外注で弁当を頼まれるか、そのあたりは選択できますので、ご自分で作られるというところでしたら、そういった保健所とか許可と言いますか、そのあたりもしっかりしたものが要かというふうに思っております。

田中委員 ご自分で作られるにしても外注に出されるにしても、外注に出されたら外注先がそういう免許を持っていらっしゃるでしょうし、ご自分がされる場合はご自分が免許が必要なはずだと認識していますし、子どもに持っていくのですから、衛生管理等大切だと思うので、そこがちゃんと規定に出ていないと、すごく不安感が私にあります。それと、この子どもを見守るというすごくナイーブな話になるわけで、ご飯を持っていく、そのときに家庭の様子を見守るということが、たとえば経験が今までおありであったり、ある程度勉強され

ている方がつかれるとか、カウンセラーとかそういう専門的な方が必ずそばにいてミーティングされるとかいう体制もちゃんと取っていらっしゃるんでしょうか。

平岡子育て支援課長 民間の団体につきましては、これから募集ということで、実際どういった団体から募集があるか分かりませんが、一応こういった見守りにつきましては、市のほうで支援とかしておりますので、そのあたりとしっかり連携を取りながら、訪問していただくときの注意なり、そのあたりはしっかりと、こちらの市のほうから説明のほうはしていきたいというふうに考えております。

田中委員 先ほどまず思いというのは最初に言われたんですけれど、この子どもの虐待であったりネグレクトであったり、いろいろな問題というのはこの思いだけではどうも叶わないのでこの社会から今大問題になっていると私は認識しております。今これから公募されるとおっしゃったんですけれども、それで8月に事業を始めると、いつが締め切りですか。

平岡子育て支援課長 事業者の募集につきましては、この予算の議決をいただいた後、速やかに募集のほうを開始したいと考えておりまして、7月上旬から7月の後半にかけて募集期間というふうに考えております。

田中委員 たとえば私がこのたび市議という立場になりましたけれども、たとえばこういう公募が起きるということが分かって、ならば役に立ちたいと思って組織を早急に作ろうと思う方も、もしかしたらいらっしゃるかもしれないと思うんです。それこそ先ほど言われた思いがあってですね。この期間の短さというのが私は、最初に団体ありきで、1団体がまずありきで、そこがやりたいと言って、じゃあそこに予算をつけましょうと・・・何か逆なような気がしてすごく気持ちが悪いんですけれども、こういう計画があってそこに公募するというなんかすごくスッキリしたふうな感じに感じないんですけれども、どう思われますか。

平岡子育て支援課長 この事業につきましては6月補正というところで、年度途中のスタートになります。今のコロナ対策ということがありますので、できる限り早く実施させたいということがございまして、それで若干募集期間も短いところもあるかもしれませんが、そのあたりコロナ対策、なるべく早くスタートさせたいということで期間を設定させていただいたところです。

田中委員 親から虐待をされていたり、暴力ですね。あとネグレクト、無視されている子どもたちの現状を、たとえば無視している親が子どもに食事を提供するようにお願いするとは思えないんですけれども、そういった場合って周りの方が気がついて「お食事を子どもに提供したいんだけど」と親に言うってことですか。たとえばネグレクトの場合というのは放置されているわけです。

ね。この子に食事を提供しようとしたときに、親を通さずにこの子に食事を持っていくわけではないですよ。親を通さないと、「おたくのお子さんに食事を持っていこうと思いますけど」と言うわけですよ。ネグレクトなんですから、親はいらないと言うと思うんですよ。言ったとしてですね、これ民間団体のここがきちんとできない場合というのは市が関わっていくということなんですか。

平岡子育て支援課長 この事業につきましては、まず最初にいきなり訪問していくとか、そういったのは難しいところがありますので、事前にこの事業につきまして各家庭にご説明しまして、ご同意をいただけたところに訪問するということでございます。そのあたりで、この事業を拒否されるというところでもございましたら、市のほうが当然支援のほうにあたっていくというところでもございます。

田中委員 保健衛生面、それから精神的な子どものケア、または親のケアですね。親の精神状態を見極める。こういった経験豊富でプロの方でも大変な事業だと思います。こういうことはですね。福祉の意味で。なので、予算があるからとかコロナだからとかいうことで、早急に募集をかけて早急に予算をつけて早急に始めますということで何か不具合が起きないように強くお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

平岡子育て支援課長 衛生面につきましては、団体さんと契約する際にはしっかりそのあたりを協定のほうに盛り込んでいく予定にしております。また、支援の必要な家庭に対しましては、元々支援は市のほうでしているところですので、そういった精神面とかでしたら、担当課と連携を図りながら現在取り組んでいるところでございますので、それに加えて見守りをというところでもございますので、そのあたりをしっかりと連携しながら良い方向に進むように事業を実施していきたいというふうに考えております。

米弥委員 この最近ですね、引きこもりもかなり増えていると聞くんですが、この引きこもりも該当するわけでしょうか。

平岡子育て支援課長 委員さんがおっしゃるとおり、引きこもりも対象となります。

早川委員 ここに訪問等に係る経費とあるんですけども、これを具体的に説明していただけたらと思います。補助対象経費のところでは訪問、カッコ、食事の配達等に係る経費というのを教えていただけたらと思います。

平岡子育て支援課長 これにつきましては、訪問の際の車のガソリン代とか燃料費、それから行っていただける方の人件費について考えております。

早川委員 この場合ちょっと危惧するのが、訪問時、宅配するときに車を使われて、そのときに例えば人身であったりとか、物損とか事故があった場合は、

そのときの市の対応というのはどういったことを想定されているのでしょうか。

平岡子育て支援課長 そういった事故等につきましては、事業費の中で保険に入っていただくなり、そういったことが可能となっておりますので、そういった形で事業者のほうで対応していただけるというふうに思っております。

早川委員 この事業費はこれで頭打ちというか、これ以外にはかからないという認識でよろしいですか。これに対してのお金というのは、この中でと言われているので、これ以上は出ないということですよね、補助金としては。予算としては出ないということで、よろしいんですかね。

平岡子育て支援課長 今の 387 万 2,000 円が上限ということになっております。

吉津委員長 他に関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、他にご質疑はございませんか。

田村委員 予算書 13 ページ、説明資料 2 ページの子育て世帯生活支援特別給付金給付事業についてお伺いいたします。給付の条件を伺えますでしょうか。

平岡子育て支援課長 支給対象者につきましては 2 者ありまして、1 つ目につきましては、令和 3 年 3 月 31 日時点で 18 歳未満の児童、それから特別児童扶養手当を受給されている障害児につきましては、20 歳未満の児童を養育されている保護者の方、その中で令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である方が対象ということになっております。それからもう 1 つございまして、ただ今の住民税が非課税と、これが課税ということで非該当の場合につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和 3 年度の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる場合は対象になるということとなっております。

田村委員 条件についてはわかりました。住民税が非課税というところが——ちょっとその前に、住民票のある外国人世帯も対象となるのでしょうか。

平岡子育て支援課長 先ほど申し上げました年齢要件に該当してありましたら対象になります。

田村委員 それでは住民票に関する件なんですけれども、ちょっと私が把握しておるわけではないんですけれども、市内に低所得者で住民票の無い方とか、住民票の無い児童、生徒などがいるとしたら、それも対象になるのかならないのかということについて考え方を伺います。

平岡子育て支援課長 住民票の無い世帯というのは、ちょっとこちらのほうでは把握はできておりません。

早川委員 3 月 31 日時点で 18 歳未満の児童、障害児の場合は 20 歳未満の児童とあるんですけれども、これは令和 3 年 3 月 31 日なので、例えばここから引越してこられた方というのは、どういう対応をされるのでしょうか。もう 3 月 31 日時点なので、それは対象外ですか。

平岡子育て支援課長 まず長門市で支給する場合ですけれども、令和 3 年の 4 月分の児童手当の受給者につきまして長門市のほうで支払うというところがございますので、各市同じ形でございますので、4 月以降にこちらに転入されましても、転入前の市で支払をされているかどうかを確認しまして、それで支給されていない世帯ということでしたら、そういった先ほどの住民税の非課税要件を確認しまして、支給されていないということでありましたら長門市のほうで支払ということになります。

早川委員 では、転入ではなくて、それ以降に生まれた子どもに対しては、赤ちゃんに対してはどういった対応をされるんですか。

平岡子育て支援課長 新生児につきましては、令和 4 年 2 月末までに生まれた新生児につきましては対象となります。

早川委員 令和 4 年 2 月までに長門市で生まれて、長門市の住民票をもらった赤ちゃんということで認識してよろしいですか。

平岡子育て支援課長 委員さんのおっしゃるとおり、長門市に住民票のある方が長門市でのお支払いということになります。

田中委員 低所得者の両親で、またひとり親が対象ですよ、これは。低所得者で子どもを湯の家とか、俵山とかに子どもを預けている親は低所得者、この場合は親にいくんですか、子どもにいくんですか。どちらに、どうなるんでしょうか。

平岡子育て支援課長 児童養護施設に入所されている方につきましては、この給付金は該当しないということになっております。

田中委員 すみません、確認です。そのお子さんの親が対象外ということですか。

平岡子育て支援課長 この給付金は、施設に入られている方は支給されない、どこにも支給されないというところがございます。

吉津委員長 他に関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）無ければ他にご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11 : 30 —

— 再開 11 : 31 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、農林水産課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは、農林水産課所管の主な事業につきまして補足説明

を申し上げます。補正予算書 14 ページから 15 ページの第 6 款「農林水産業費」第 2 項「農業費」第 4 目「農業振興費」の新規就農者等産地拡大促進事業につきましては、予算説明資料 3 ページに記載しておりますとおりでございますが、農業従事者の減少や高齢化が進行するなか、新たな就業者の確保育成や生産拡大の取り組みについては、地域農業の継続的な発展を図るうえで不可欠となっております。こうしたことから、市が中心となって策定する産地確定時計画に基づき農業法人に対し、新規就農者の受け入れ支援及び生産力の強化についてハード、ソフトの両面から県と連携のもと総合的に支援するため、本事業を新たに構築し、必要な予算を計上しております。同じく、第 6 款、第 1 項、第 4 目の美しい農村再生支援事業につきましては、本市の指定棚田地区である東後畑、及び本郷地区において本年 2 月に策定された地域振興活動計画に基づき販売促進戦略を立案するため、棚田で生産される米や米粉等の農産物の市場調査やテストマーケティングを行うとともに、SNS 等を活用した棚田地域の持つ魅力の効果的な発信を行うための予算を計上させていただいております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 補正予算書 14 から 15 ページの補正予算説明資料の 3 ページ、新規就業者等産地拡大促進事業につきまして、この予算の算出根拠をお伺いいたします。

角谷農林水産課長 この新規就業者等産地拡大促進事業でございますが、基本的にはこれは法人に雇用される方が担い手に今度なるということで、その担い手になられる方、それと法人の機能強化、それを兼ね備えておる事業でございます。そこで機械等の購入を支援するという事業でございます。今うちのほうで出ております法人が 2 団体の法人が申請されておりました、1 つが油谷地区、もう 1 つが日置地区、それぞれの法人から申請が出ております。それで、それぞれの法人が購入する機械、それについて補助するというふうになっております。それでは積算根拠の説明をさせていただきます。まず飼料用米乾燥調整施設一式、この事業費が 1,806 万 5,000 円となっております。これにつきましては税込金額となっております、それと油谷地区の大豆の乾燥調整施設一式、この事業費が 247 万 2,000 円と。これも税込価格でございます。この事業の補助率なんです、県と市がそれぞれ補助するようになっておりました、県の補助率が 3 分の 1、市の補助率が 4 分の 1 というふうになっております。県の補助額も市のほうに予算を計上させていただくというふうになります。県の補助額が日置地区の飼料用米乾燥調整施設一式につきましては 547 万 4,000 円、市の補助額、先ほど 4 分の 1 の補助率と申しましたが、上限額が 100 万円というふうに決まっております。先ほど申しました飼料用米の乾燥調整施設一式に

つきましては事業費が 1,806 万 5,000 円でございますので、上限の 4 分の 1 の補助率でも上限 100 万円を超えてしまいますので、上限額の 100 万円が市の補助率となっております。続きまして大豆乾燥調整施設一式、これが先ほども申しましたように 247 万 2,000 円でございます。この分につきまして同じく県が 3 分の 1、市が 4 分の 1 の補助となります。県の補助額が 74 万 9,000 円、市の補助額が 56 万 1,000 円となりまして、それぞれ合計いたしまして 778 万 4,000 円というふうになっているところでございます。

ひさなが委員 ただいま、県からの補助金も市の予算に組み込んで計上するような形というふうにお伺いしたんですけれども、一度これは市が業者さんに払って、そのお金をあとから県が市のほうに繰り入れるという形ですか。

角谷農林水産課長 ひさなが委員がおっしゃられたように、今、一応市のほうで払ってのち、県のほうから補助金という形で市に入ってくるということになります。

重廣委員 新規事業者の確保というのはされているんでしょうか。各法人。そのあたりを伺いたいと思います。

角谷農林水産課長 各法人それぞれ新規就業者の方を今確保されております。

重廣委員 この新規、確保はされていると。「計画に基づく」と書いてありますから計画書等を提出されているのではないかと。その新規就農者の就農される日数等の制限、雇用条件等に何か制限があるんでしょうか。要件があるんでしょうか。伺いたいと思います。

高橋農業振興班長 こちらの事業要件といたしましては、就業日数が年間 150 日以上であるという要件がございます。

重廣委員 新規に就農されるわけですね。150 日以上と言われましたが、万が一途中で辞められたり、たとえばですよ、ちょっと向かないから辞めるという方もいるのではないかというふうに思います。あくまでも計画ですから、計画でも 150 日以上就業いたしますよと書いてあるかもしれませんが、機械は購入しました、補助も出ました、人が辞めましたというときにはどのような対応を取られるのか伺いたいと思います。

角谷農林水産課長 そういったケースがあった場合は、やはり県ともいろいろ話をいたしまして、協議をさせていただくというふうになると思います。ただ、明らかにそれが悪意でそういうふうになったというんであれば補助金の返還とかそういったものもあるというふうに考えております。

重廣委員 悪意なら当然返還というのは必要だろうと思うんですが、たとえば体調を崩されたと、続けたいけどできないという場合がもし起こった場合はどのような対応を取られるんですか。

角谷農林水産課長 やはり県との協議になるというふうに考えております。

西村委員 機械等の補助金を出された場合、何年間縛りがあるんですか。

高橋農業振興班長 機械によりまして耐用年数というものがございます。だいたい農業機械であれば 7 年というところですので、そちらが縛りの範囲ということになります。

田村委員 説明資料 3 ページ「美しい農村再生支援事業」についてお伺いします。まず棚田生産物マーケティング業務についてですけれども、販売促進についてどのような手法でマーケティングを行うのかお伺いします。

角谷農林水産課長 棚田生産物マーケティング業務についてでございますが、昨年度公募により業務委託契約を交わしたコンサル業者がございます。そのコンサル業者に引き続き今年度も販路開拓等マーケティング調査を行っていたくというふうに考えております。社会的条件等が不利な棚田地域におきましては適当な生産量、加工品の改良、開発にあたりましての方向性、またはその販売先、ターゲット層を的確に把握いたしまして、販売促進等を図る必要があるというふうに思っております。それで、隣県及び県内に絞りまして、たとえば道の駅など 10 か所以上のところを絞りまして指定棚田地域の生産物につきましたのテストマーケティングを行うとともに市場調査、そういったところも実施しましてマーケティング戦略を行っていくというふうに考えております。

田村委員 それでは、昨年から引き続き同じ業者に委託しているということですが、今年度この予算で求める結果について、どのような数値を持っておられるのかお尋ねいたします。

角谷農林水産課長 今回マーケティング業務を行いまして、実際に市場の調査というふうになっておりまして、実際に今、田村委員からご質問がありましたように、どのような効果というところはやはりこれは、事業を実施してみて、いろいろ関係者、それからコンサル業者と協議をしながら見極めていきたいなというふうに思っております。

田村委員 本来成長戦略の司令塔として機能する予定でありますマーケット移入の販売促進、商品開発を行うのはながと物産の仕事ではなかったかと思うんですが、ながと物産についてはまた今後伺うといたしまして、説明資料の中にあります商品の高付加価値化についてお伺いします。どのようにされるのかお答えください。

角谷農林水産課長 商品の高付加価値化につきましては、先ほども申しましたように、マーケティング調査、これを行いまして、消費者のニーズに合った商品開発、そういったものを行いながら付加価値を高めていきたいなというふうに考えておるところでございます。また、地元団体等とも企画会議、こういったものを開催いたしまして、常に旬な棚田の情報を把握いたしまして、定期的な情報発信を行いまして、棚田地域の周知、関係人口の創出、こういったもの

も促進させていきまして商品の高付加価値化に努めていきたいというふうにいるところでございます。

早川委員 先ほどから求める数値とか言われていたんですけど、何のためにマーケティングをするのかとかいうのは、こちらから指定棚田地域の方は持っていらっしゃるのか、そしてその棚田地域の方たちは売上目標額というのは頭に描いていらっしゃるのか教えてください。

角谷農林水産課長 正直に申しまして、そういったところは市のほうに情報が出てきていないというところがございます。だから市のほうではまだ把握できていないという回答になります。

早川委員 把握できていないということはどういうことなのでしょうか。

高橋農業振興班長 把握を全くしていないということではございません。実際棚田地域で作られる生産物、それに対してどのような付加価値を付けた商品開発をしていくかというところは地元の方も強く思っておられるところでございます。今年に関しましては 6 つの商品を商品化して、これをいかに売っていくかという、その目標的な数値というものは持っておりませんが、こういったものを作ってどういったところに売っていくという、そういった目標というものは掲げております。

ひさなが委員 確認なんですけれども、昨年度公募によってコンサルもされたということで、そのコンサルの方が今年 2 年目として行われていくという形ですよろしいですか。

高橋農業振興班長 昨年度の実績もございますので、実績の内容に基づきまして継続した形でそちらのコンサルのほうに今年度も行っていただくということでございます。

ひさなが委員 昨年度に引き続きということなんですけれども、この 6 月の補正で出てくる意味、当初に入らずになぜここで出てくるのかというところをお聞きしてもよろしいですか。

高橋農業振興班長 それでは、お答えいたします。こちらは国の事業でありますルネッサンス事業という事業に基づきまして事業を行っていくものでございまして、現状として交付申請を出しておる状況でございます。当初で上げなかったというのが、やはりこの事業の承認が得られた後に補正のほうを上げていくというスケジュールとしておりましたので、今回の補正ということに至りました。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

田中委員 確認を含めてです。どうしてもちょっと分からないんですけれども、この棚田のものを何かその 6 品目、これを開発して販売するんですよね。これは民間がされる訳ですよね。売り上げ目標がないということは、売り上げ目標

がない訳ですよ。売り上げ目標、どうでしょう。

角谷農林水産課長 今の田中委員からのご質問ですけど、私の答弁が非常にまずくて売り上げがない、目標がないというような答弁をさせていただいたんですが、基本的には売り上げ目標を、現状で市がいくらになる、いくら、っていう具体的な金額っていうのを把握していないというのは現状でございます。だから地元の方々、所謂こういう生産者の方ですね、生産者の方は当然売り上げの目標っていうのは持っていらっしゃると思います。ただまあ、その把握を市が怠っているというところでございます。

田中委員 安心しました。市のこういう予算を見ていつも思うんですけども、予算が立っていて、マーケティングって、マーケティングをすれば売れるようになるわけではないと思いますので、やっぱり地元の方の売り上げ目標、当然それがあるからこそコストいくらの原価でっていう、民間では当然の話だと思っんです。これをやっぱりきっちりとマーケティングして開発していきます、だけではなくて、目標を持ってちゃんとコンサルのほうにも負荷をかけてやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

堀経済観光部長 委員のご質問にお答えいたします。もちろん、委員ご指摘のとおり生産者の皆様は当然現在生産のロード、さらに売り上げ目標を持たれて参加をされておられるところです。補足説明でも申し上げましたとおり、今回の事業につきましては、まず本年 2 月に策定をされました地域振興活動計画に基づいて、今後テストマーケティングや市場調査を行うことで、まず販売促進戦略を立案していく、さらに販売を強めていく、かたや SNS 等を活用して様々な魅力の効果的な発信をしていくという二面性をもっておるところでございますけれども、もちろんその販売促進戦略を定める場合には、地域の生産者の皆様から 6 品目の生産目標、それに基づいてそれではそれが適正に実際に販売につながるかというところの市場調査、そういうところを兼ねて行っていくということで、もちろんその実施にあたっては、これまで策定した地域振興活動計画さらに地域の声をしっかり聞かさせていただいているコンサルタント事業者のほうに事業を発注するということで実施をまいりますので、ご指摘いただいた案件につきましては、私どものここでのご意見、事業実施を進めてまいります。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければ、ほかご質疑はございませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11 : 52 —

— 再開 11 : 52 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、産業戦略課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 産業戦略課所管の商工費につきましては予算説明資料 4 ページに記載しておりますとおりでございまして、補足説明は特にございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 がんばる中小企業者応援給付金、予算書 14、15 ページ、説明資料 4 ページなのですが、とにかく、こういう申請に対して偽造等が結構散見されるようですが、そのような対策、審査はどのようにされておられるのかをお尋ねいたします。

吉村産業戦略課長 お答えいたします。偽造等の対策でございしますが、現在まで 137 件の申請を受理しているわけですが、偽造等の状況はございません。申請時におきましては、添付書類といたしまして個人事業主の方には確定申告書の写し、法人の方には損益計算書や法人事業会計説明書の写しを添付することとして要件の審査を行っているところです。また、虚偽または不正の申請が判明した場合は、決定を取り消し、全額を返還してもらうよう対応を図っているところでございます。

吉津委員長 ほかが質疑はございませんか。

綾城委員 一点質問です。これは追加の補正ということですが、今後の申請の見通しとですね、あと申請の期限、これは定められていなかったように思いますけれども、これは定めてあるのかどうかをお尋ねをいたします。

鈿物商工物産振興班長 それでは、お答えいたします。今ホームページには期間の周知はしておりませんが、12 月 17 日で期限を定めているところでございます。

綾城委員 もう一点追加質問です。137 件、この数字をどう見るかというところですが、今後審査の見通しですね、補正で上げられていますけれども、そのあたりはどうでしょうか。

吉村産業戦略課長 はい、お答えをいたします。現在まで、先ほど申しましたように 137 件の申請がございします。申請の状況を見ますと、当初は 3 月の時期にはかなり事業所の皆さんが売り上げ減少で困られているということで、緊急的措置でこの制度をしたわけですが、今のこの状況は、我々が当初想定していたよりは出だしは悪いというか、少ないというような認識を持っております。申請の中身を申しますと、比較対象の要件であります事業所の売り上げのところにつきまして、国の持続化給付金や雇用調整助成金などの給付金措置でありましたり、県や市などの経済対策の給付金の措置等も、売り上げ対象

の比較の金額に含まれるということから、要件であります 20 パーセント以上の減少っていうところが、なかなかクリアできず要件が満たされない事業者が多いのではないかというふうに判断をしているところでございます。将来的見通しについても、現在、申請の状況も落ち着いており、年間想定件数は 540 件を見込んでおりますけれども、これにつきましては毎月の動き等を注視しながら対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

綾城委員 分かりました。財源の確認です。これはコロナの臨時交付金でよいかどうかお尋ねいたします。

吉村産業戦略課長 お答えいたします。これは予算説明資料にも書いてありますとおり、国庫支出金のところで記載をしておりますのでコロナの臨時対策交付金を充当するよう措置しているところでございます。

吉津委員長 ほかが質疑はございませんか。(なしという声) ご質疑もないので質疑を終わります。次に、観光政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 観光政策課所管の総務費につきましては、予算説明資料 1 ページに記載しておりますとおりでございまして、補足説明は特にございません。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたのでこれより質疑を行います。ご質疑はありますか。

岩藤委員 説明資料の「防災受信機が設置後 20 年経過し、不安定な動きをしていることが頻発しており消防法の規定により適切に設置維持することが義務付けられているため」という部分について、もう少し詳細な説明をお願いいたします。

市川文化・国際交流班長 お答えさせていただきます。不安定な動きというのは、実際には操作をしていないのに音響設備が勝手に点灯していたりとか、そういったことを聞いております。消防法により、と書いてございますものに関しましては、厳密に申し上げますと消防法第 17 条第 1 項、消防法施行令第 7 条第 21 条の規定により、というところでございます。

岩藤委員 誤作動するということで設備の改修ということでしょうけど、この県との協議で総事業費がいくらになるのかということと、県と長門市との折半ではないかと思うんですが、この割合についてお尋ねをいたします。

市川文化・国際交流班長 お答えさせていただきます。総事業費でございますが、全体工事費消費税含めて 1,290 万 3,000 円ということでございます。ルネッサながとの共用部分に関しましては、県と市で按分率というものを予め設定しております。具体的に申し上げますと、長門市が 0.4113876 に対して山口県が 0.5886124 と、具体的な数字が決まっておりますので総事業費に長門市の按分率を掛けて、今回の負担金の額というところでございます。

吉津委員長 ほかが質疑はございませんか。

重廣委員 今説明ございましたが、設置後 20 年経過していると、頻繁に不安定な動きをするということが昨日今日判明したわけでは私はないと思うんですが、敢えて 6 月の補正に出された理由、当初から何故出さなかったのかその理由について伺いたいと思います。

市川文化・国際交流班長 お答えさせていただきます。実際、県のほうで予算が正式に当初予算のほうで可決された後に、県のほうで色々と施設を抱えておりますので毎年要求はするんですけれども、中で落とされたりだとかということがございました。今回に関しましては、ちゃんと要求はしておったんですけれども、正式に県予算が可決されたということを受けまして、私どものほうで 6 月補正で対応させていただいたということでございます。

吉津委員長 ほかが質疑はございませんか。(なしという声) ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。ここで皆様方にお諮りをしたいのですが、まだあと都市建設課と教育委員会所管が残っておりますが、一回休憩を挟みますでしょうか。このまま続けてやってもよろしいですか。(よし) 委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 12 : 05 —

— 再開 12 : 06 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、都市建設課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

早川建設部長 それでは都市建設課所管について補足説明をいたします。予算書は 14 ページの下段から 17 ページの上段にかけてになります。予算説明資料は 4 ページになります。第 8 款「土木費」、第 2 項「道路橋梁費」、第 3 目「道路橋梁新設改良費」の 035 社会資本整備総合交付金事業 2,250 万円につきましては、令和 2 年度から事業実施しております市道八ツ面江良線道路改良事業におきまして、国の令和 2 年度第 3 次補正を活用し、令和 3 年度分の前倒しとして事業を進めるべく要求をしておりましたけれども、国からの内定が無かったことから、このたび補正予算での計上をお願いするものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 12 : 06 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、教育委員会所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野教育部長 それでは教育委員会所管につきまして補足をさせていただきます。補正予算書の 16、17 ページ、第 10 款「教育費」第 6 項「社会教育費」第 3 目「社会教育振興費」の成人式開催事業 614 万 3,000 円についてでございます。補正予算説明資料のほうでは 5 ページに記載をしております。本市では新型コロナウイルス感染症の影響によりまして延期をしておりました令和 3 年成人式を 8 月 15 日の日曜日に開催することとしております。成人式は一生に一度、人生の節目といたしまして市をあげて新成人を祝福し激励する特別な式典でありますことから、新成人はもとより、そのご家族、多くの関係者の皆様の安心・安全を可能な限り担保するために、このたび県外に居住します新成人が成人式に出席するにあたり、前もって新型コロナウイルス感染症の検査、PCR 検査を受けられた場合に、その検査料を補助することとし、それに要する経費を追加計上するものでございます。補足説明は以上でございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

岩藤委員 この成人式については、一般質問でもちょっと触れさせていただいたんですけれども、まず質問では 8 月の開催は今のところ行うというお返事で、直前になって中止の場合も有り得るというふうなお答えだったと思います。それでまず、この総事業費 614 万 3,000 円の算出根拠をお尋ねいたします。

大迫生涯学習・文化財課長 算出根拠のところになりますけれども、参加対象者につきましては 315 名の方がいらっしゃいます。県外からの帰省者の方を補助対象としておりますけれども、住民票を異動されていない方も多くいらっしゃるから、現実的には補助対象者を特定できていないというところもあります。また、多くの方が県外に居住されているというところもありますので、積算根拠につきましては、対象者に過去 5 年の参加率 78 パーセントという数字が出ておりますけれども、これに乗じて参加人数を予測しております。また補助金額の上限 2 万 5,000 円の決め方につきましては、厚生労働省のホームページ上で公開されております自費検査を提供する検査機関といたしまして、山口県内においては 8 か所ございます。費用につきましては 2 万円から 3 万円というバラつきがございますけれども、その平均費用として 2 万 5,000 円という上限額を設定させていただいております。315 名の参加対象者に平均参加率をかけまして、上限額 2 万 5,000 円をかけて 614 万 3,000 円という金額を計上させていただいております。

岩藤委員 はい、わかりました。それでは PCR 検査の日なんですが、帰省前から何日ぐらいを目途とされているのかお尋ねいたします。

大迫生涯学習・文化財課長 帰省前につきましては、3 日前の検査を対象とさせていただきます。3 日以内というふうに決めさせていただいた理由といたしましては、PCR 検査の結果に加え、検体採取後の行動も重要だというふうに考えております。検体採取後から帰省までの時間、これにつきましては短いほうがいいというふうに考えております。検査機関によって検査に要する時間、48 時間というところもございますので、3 日以内という形で設定をさせていただきます。

岩藤委員 今から参加を募られるんでしょうけれども、多分この予算ですね。余った予算について、県内でも今コロナのいろいろまん延している——今ちょっと落ち着いていますけれども、やはり移動等を考えると県内に居住する成人者にもそういった PCR 検査というのがちょっと考えられないんだろうかというふうにも思うんですが、課としてはどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

大迫生涯学習・文化財課長 このたびの成人式の参加される方の PCR 検査補助というところにつきましては、目的が決まっているというところではございます。この財源といたしましては、国のコロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金というのを活用しながら実施していこうというふうには考えております。この交付金の事務を担当しておりますのが企画政策課というところになります。ここの財源充当をしていくというところが財政課で担当していくことにはなりますけれども、予算残が出た場合ということにはなりますけれども、他のコロナ関連事業で必要性が出た場合につきましては、先ほど申しました企画政策課や財政課等々と協議をしながら財源充当が可能であるとか、交付金に該当するよということであれば、市として検討していく余地はあるのかなというふうには考えております。

重村委員 今、岩藤委員の質疑に関連するんですけれども、今回のこの事業説明を聞いていると、県外から帰ってくる人が PCR 検査を受けたら、もちろん補助するのはいいんですよ。だけど、山口県内も結構でているわけですね。いかにも県外から帰ってくる人がコロナウイルスを持って帰ってくるんじゃないかというような認識にとられがちでしょ。だから私は、これは執行部としては是非参加して欲しいと、8 月にやられるんなら是非参加して欲しいと、やられる状況ならば。PCR 検査を希望される方は、県内であろうがなかろうが、長門市であろうが県外であろうが、という私は何か基本的な平等な立場。県外から帰ってくる者がいかにも何かこう PCR 検査を受けてないと早い話、参加させませんよ的なふうにとられる可能性も私はあると思うんですよ。ですから今、財源の確保とかで検討されるとまでは言っていないかも知れませんが、考え方その

ものを、山口県だってまん延しているんだから、そこら辺というのはやっぱりこういうなかなか厳しい状況の中で、こういうイベントを長門市としてもしたいと、より良い式典にしたいというふうに考えられるのであれば、そこらあたりの認識というのをやっぱり今一度きちんと考えて、公平、平等と言うか、そういう観点の認識にたった事業であって欲しいと思うんですが、これは部長か副市長かで構いませんけれども、回答だけお願いいたします。

坂野教育部長 今ご意見いただきましたが、この最近ですが県内で移動制限というのはちょっとかかっていないということがまず1つありまして、県外の方についてはそういう意味合いで今、事業を組み立てる段階で県外の方をということの設定のほうをさせていただいておるところでございます。

重村委員 そこを是非考えて欲しいと。事業を組み立てたら、なかなか変更というのは難しいのかも知れないけど、私は式典に出られる方で是非私も節目として、夏になったけど参加したいとなれば、下関市の方であろうが、周南であろうが、県外の方であろうが、極端に言うとな長門市の人でも、ひょっとしたら症状は無いけど、最初から保菌をしているという状況にある可能性もあるんでしょう。そしたら成人式に出る人が皆希望すれば、長門市在住であろうが県外であろうが、きちんとその費用負担の元に安心・安全な式典が開けるという状況のほうが、私は長門市にとって親切ではないかというふうに私は思うんですよ。一市民から見ると。いかにも県外の方はPCR検査を受けてくださいと、必ず、それで費用負担もしますよというような、何か棲み分けと言うのかな。そういうのを開くと何か嫌と言うか、何か違和感があるんじゃないかなというふうに思うんですよ。だからこんな大変なときに、式典もどうしても長門市としても前向きにやるというのであれば、そういうふうな感覚の元に私は事業を組み立てて欲しかったということです。副市長、何かありますか。

大谷副市長 それではご指名でございますので、私から答弁を申し上げます。予算査定をいたしました立場からお答え申し上げますけれども、先ほど教育部長がご答弁申し上げましたとおり、この補助事業を今回ご提案申し上げたその段階で、まず県外をどうするか、そして県内はどうするか、そこは当然議論をさせていただいたところでございます。しかし、今回はやはり先ほどの答弁にもありましたように、県内の発生状況をまず考慮する必要があるということでございました。そして、この予算査定時におきましては当然、緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置、こういったものが全国的に発令されておりましたし、県内におきましては集中対策期間ということもございました。そういったところを踏まえまして、この8月15日を如何にするか、そういった段階で、実はこの成人式以外にも、例えば県外から出張で来られる方がいらっしゃいます。市役所を訪れられる方もいらっしゃいました。例えばこれは1つの例でございま

すけれども、楽天農業の調印式がございました。こちらについても、記者発表資料に記載をさせていただいておりますけれども、全員 PCR 検査を受けて来ていただきました。これは当然、自費で受けて来ていただきました。あの頃は緊急事態宣言の発令下でもありましたので、そこを相手の企業さんにもご了解をいただいて来ていただいたという状況がございます。そうした中であって今回、公費をもってその PCR 検査を補助するということに踏み切ったわけでございます。これは、ひとつには市長がご答弁申し上げたとおり、成人式という人生にとって大きな節目、これについて快く、気持ちよく帰りたいという方々のお気持ちを察して、特に県外について PCR 検査の補助をしようということで踏み切ったわけでございますので、今回、県内については今の発生状況を踏まえ、これは補助しないという判断をさせていただいたところでございます。この点については是非、ご理解を賜りたいと思います。

林委員 先ほど岩藤委員のほうからこの予算の積算根拠というのをお聞きしました。それで過去 5 年間の平均値 78.0 パーセント、これは対象者と参加率を計算すると 5 年間の平均値が 78 パーセントということでした。それで今回、夏に開催と。令和 2 年度は新型コロナ感染拡大の影響で未実施、8 月に今度は開催するということで、例年の参加率を見てみるとずっと下がってきているんですよ。平成 27 年度から令和元年度まで毎年下がっている。今度は 8 月になると、分かりませんが、この状況からいくと参加率もちょっとそんなに期待はできないのかなという気もしないでもないんですが、私がちょっと聞きたいのは先ほど重村委員からもありましたように、県外から帰省されてこの成人式に参加される方への自費検査に対する PCR 検査の補助ということなんですけれども、そもそもこの成人式なるものが、今からワクチン接種の状況にもよると思うんですけれども、安全・安心な成人式を開催するうえでどういったことを考えているのか。要するにそのリスク管理ですよ、そちらの。だから県外から、例えば PCR 検査を受けて陰性だという方は勿論いいんですが、受けない方とか、ワクチン接種をされていない成人の方とか、あるいは関係保護者、これについてのリスクマネジメントはどうなっているんですか、いったい。

大迫生涯学習・文化財課長 リスク管理というところについてお答えさせていただきます。成人式参加される方について、PCR の検査費補助をしますよということの制度設計でございますけれども、PCR 検査をしないからと言って、成人式に参加させないといったことはちょっと難しいかなというふうに担当課としては考えております。ただ、やはり成人式に参加していくということで実家等々に帰られるわけですから、その前後の行動につきましては新しい生活様式をしていただきながら、各自で感染防止対策を取りながら成人式に参加していただければなというふうには思っております。

田中委員 私も先ほどから言われていらっしゃいます岩藤委員、重村委員と本
当同じ気持ちです。ちょっと伺いたいんですけど、林委員が言われたように、
データですね、82%とかからずっと令和元年のところまで。この中で県外の方
は何%くらいなんですか。

大迫生涯学習・文化財課長 県外の方の対象者ということになりますけども、
例年成人式に参加された際にはアンケートを実施させていただいております。
そのアンケート結果ということで回答させていただければと思います。令和 2
年に参加された方の県外からの参加率につきましては 50%ということになって
おります。平成 31 年に実施した際の県外の方というのが 49%という数字が出
ております。ただ、若干年度と言いますか、その年によって増減があるのかな
というふうに認識しております。

田中委員 この 3 日以内に検査をするというふうに先ほど言われたと思うんで
すけれども、それは成人式を行う日から遡って 3 日ということですよ。帰省
をされる日にちから 3 日ですか。どっちの 3 日ですか。

大迫生涯学習・文化財課長 3 日前の定義ですけども、帰省される 3 日前という
ふうにしております。

田中委員 でしたらたとえば 7 月の下旬に帰ってくる子たちはその 3 日前で検
査して帰ってよろしいわけですよ。と受け止めました。友達とこっちで会っ
てどこかに遊びに行く。学生ですから。そこで改めてこっちで感染するという
こともあるという認識ですよ。

大迫生涯学習・文化財課長 先ほど補助の対象条件というのをお伝えしていな
かったところがありますので、このたびの PCR 検査に対する補助要件というの
をお伝えさせていただければと思います。県外居住者というのは皆さんご存知
だと思いますけれども、県外の居住者の方で令和 3 年長門市成人式に出席を希
望される方、これが第一ということになります。2 番目といたしまして、令和 3
年 8 月 1 日から令和 3 年 8 月 15 日までに帰省された方ということで、期間を限
定させていただいております。それに県外において自費検査を行って、検査を
行った日から 3 日以内に帰省された方ということにさせていただいております。
なぜ 8 月 1 日にしたのかというところでございますけども、学生の方たちとか
は夏休みということになりますので、夏休み期間を利用されて帰省される方も
いらっしゃるかなとは思いますが、このたびの制度設計としましては、成人式に
出席するために帰省された方を対象とさせていただきたいというふうに思いま
して、たとえば先ほど委員言われたように 7 月に帰られた方、これは通常の帰
省だというふうに捉えさせていただいて、成人式に参加するために帰省され
た方を対象とするために 8 月 1 日、約 2 週間前ということになりますけども、2
週間前の日付を設定させていただいているということになります。やはり先

ほども若干触れましたけども、成人式に出席するために帰省されたということで行動制限をかけるわけではないですけども、そこまでにしましてはやはり長門の新しい生活様式等々をしていただきながら各自で感染予防対策等々実施していただければというふうに思っております。

田中委員 先ほどより制度設計と何度も言われるんですが、この制度を作ったのは皆に安全な成人式を送らせてやりたいということからではないんでしょうか。どうでしょう。

大迫生涯学習・文化財課長 成人式開催にあたり、やはり当初部長の補足説明でもありましたけども、安心安全を関係者も含めて、約束をさせていただきながら実施していきたいというふうには思っております。

田中委員 安心に開催するための制度設計ならば、先ほど先輩委員も皆さん言われているように、県外とか市外とかそういうところではないんじゃないかと思うんです。これ作り変えると何か市で問題が起きるんですか。制度を。今からこの制度設計を作るのを変更されたら何か大きな問題が起きるんですか。やっぱり市内の人もやりますとか言うとな問題になるんでしょうか。すいません、新人なので素朴な質問です。

坂野教育部長 内部でしっかり検討してこちらのほうの制度を取らせていただいております。

田中委員 下関、長門市、東京、この若い子たちの気持ちは皆変わらないと思います。親の気持ちも変わりません。でもコロナがありますから、私は思うんですけれども、やりたい人、やりたくない人、県内、県外じゃなくて成人式に出たい子がどこに住んでいようが一律PCR検査を受けませんかという呼びかけとか、そういうほうがとても自然、先ほど重村委員も言われていましたけども、県外だからとかではなくて、参加したい、コロナ禍なのに皆で集まりたい、その条件としてPCR検査を受けてもらうということが何かとても自然のように私は感じています。いかがでしょうか。

橋本生涯学習・文化財課長補佐 今言われた県内についてですけども、これあくまでPCR検査は自費診療というところで、医療機関での自費診療という、検査機関で受けていただくということになっていまして、ちょっと今自費診療で受けれる医療機関というのが山口県内では、たとえば今長門市から一番近くて宇部市、それから山口市にあるというところなんです。まずそこに、長門市の場合であればたとえばなんですけど、そこに行くというところがなかなか難しくなってくるところで、あと基本的には県外の方でこの制度設計をした理由というのが、県外の方にも成人式に参加してもらいたい、ただ県外の方が帰ってくることにためらう、これについて何とかこの検査を受けることによって帰ってきていただいて参加していただきたいという、そういうもとで今回制度を作

るということでございます。

田中委員 県外の友達に県内の子も会いたいと思います。だけど県内の子だって、友達だけ会うのが怖いんです。やっぱり。怖いと思います。会いたいかれど会えない。だったら、やっぱり、それは分かるんですけど、こうなってくるともうどっちがどっち、もういいや会っちゃえと言ってそれで広がっちゃう。それだったら県外の人をやって、でも逆もありえるわけですよね。こうなってしまうと、市外の人ということも絶対ありえるので、やっていただきたいんですよね。私。お願いになってきていますけども。ちょっとごめんなさい、今一瞬何を言おうとしたのか忘れちゃったんですけど・・・そう、たとえば今回私一般質問させていただいてオリンピックの人たちも抗原検査を定量制でかなり制度が高いものをしてオリンピックを皆さん実施して、そこで陽性になったらPCR検査という形にとっているわけで、抗原検査も2種類あってキットはすごい非常に低いんですけど、定量はかなり精度も高いものもあって国がオリンピックで使っているんですから、これをまとめてキットを多分、それこそオリンピックの係の方に言ったら手に入るんじゃないかと思うんですけど、そうやって皆さんでやるとかいうことは不可能なんでしょうか。そうしたら病院に負担をかけることも少ないのかなと思ったりするんですけど、いかがでしょうか。

大迫生涯学習・文化財課長 抗原検査というところも委員言われたと思うんですけども、先ほど申しましたこのたびのPCR補助を行うにあたり、検査機関というのをお示しさせていただいております。厚生労働省のホームページで、先ほど若干触れましたけども自費検査を提供する医療機関というところでご紹介をさせていただいているところがございます。民間のPCR検査とは違い、ここに掲載されている検査機関につきましては、陽性・陰性の判断を医師がするというところが大きな違いかなというふうには思っております。その医師の判断により、より正確性を高めるといえるのか、そういった検査結果が求められるのかなというふうなところで、そういった検査機関を紹介させていただいております。PCR検査のほうが信頼度が高いからという場合で医師の判断というところがより高くなるのかなというふうに思いまして、そういったことで補助対象の要件に加えさせていただいております。

田中委員 すいません、最後に1つだけ。実はこの成人式を行うために準備を手伝う美容師、理容師さんとか着付けの方々もやはりすごく、地元の若い子たちを扱うにしてもすごく怖いなと思っていらっしゃるというのは、女の子なんかというのはやっぱり化粧したり髪を結ったりするときにマスクを外さなくちゃいけないとか、いろんな条件があるようで、ぜひそのあたりの方々も終わったあとに、その方たちは全部終わったあとにPCR検査をすとか、何かもうちょっと考えていただきたいなと思います。長門市でそのことのせいで1人でも

感染者が出るということがないように 1 つ、いろいろ見直していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

伊藤教育長 それでは私のほうからは、この成人式をリスクがあるじゃないか、確かにあると思います。物事をするときにはリスクを極力下げていくということは必要なこと。この制度設計をしたときに 1 つの思いとしましては、県内にいるお子さんの家庭につきましては、親御さんとの面会等も叶っておるということも感じておりました。しかしながらやはり県外のお子さん、特に都市部に行かれていますお子さんがなかなか帰省もできずに保護者とも会えないという状況がかなり長い間続いている、その中で成人式も延期になっているというところで、まず救うべきというか、壁を取り払ってあげなければいけないということがこの県外というところにあるということの設定から、この事業を設計いたしました。しかしながらリスクはたくさん、委員ご指摘のようにございますが、やはり式場での基本的な対策、マスク等、これを徹底していくということ、それからその後の同窓会等の自粛につきましても、一般質問で答弁させていただきましたけど、繰り返し周知をしていきたいというふうに思っているところでございます。なお、一般質問でも、これもお答えさせていただきましたが、これから都市部でオリンピック開催等も始まりまして、感染の状況がまだ読めないところがございます。その状況次第では勇気を持って中止ということも当然考えていくものであります。

田中委員 ありがとうございます。もしオリンピック絡みで私もさせていただいたように、これからデルタ株云々でもっと強い規制がかかって帰りたくても帰れないといういろいろまた出てくるかもしれないというのはすごくあるので、そのときにはぜひズームとか、他市がやっていたらしゃる何か皆が顔を合わせられるような形のものを、これとはちょっと予算的に関係ない話をして申し訳ないんですけど、でもぜひそういうふうなことを考えていただけたらなと希望します。お願いします。

上田委員 そもそも論なんですけど、今回の予算 614 万 3,000 円、この算出根拠とかはあるんですけどね、参加対象者 315 名というのは、長門市にいる同級生全部の場合ですよね。過去 5 年間の参加率 78% ですよ。かけて 2 万 5,000 円かけたら皆やるということじゃないですか。さっきから外からと言っているけど、この予算には対象となるべく 78% 全部やりますねという金額じゃないんですかね。

大迫生涯学習・文化財課長 予算的には先ほど言いましたように 315 人の参加率ということで全員受けれるじゃないかということだと思っておりますけども、県外にいらっしゃる方が何名いらっしゃるか分からないというところがあります。ここは第一になると思います。過去のアンケート結果からはだいたいの県外に

いらっしゃる方というのは予測はつくんですけども、なるべく多くの方に検査
というか補助事業を使っていただきたいなというところの思いもありまして、
予算不足を生じてはいけないというふうな思いから、計算の根拠としましては
全員を含めた形の中で計上させていただいているというところでございます。

上田委員 ですから先ほど来ずっと話が出ています、県外と県内をそういった
差をつけなくても良いんじゃないかという話はいらないんじゃないの。参加す
る人の予算が含まれているんだから、県内の人も受けて臨めば良いんじゃない
んですかね。（話す者あり）

吉津委員長 ほかに関連質疑はございませんか。ご質疑もないので質疑を終わ
ります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で
待機をお願いします。

— 休憩 12 : 40 —

— 再開 12 : 41 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。討論を行います。ご意見はあ
りませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。
採決します。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。挙手全員です。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決すべき
ものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しまし
た。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 12 : 43 —